

添付法令資料 3 :

林業セクターにおける行政制裁賦課手続及び行政過料により生じる非課税国家収入
手続に関する 2021 年 2 月 2 日付インドネシア共和国政令 No.24 (目次)
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 5 条)
- 第 2 章 林業セクターにおける許認可を有しない森林地域において展開された事業活動のデータ及び情報のリスト化
 - 第 1 節 通則 (第 6 条)
 - 第 2 節 林業セクターにおける許認可を有しないプランテーションセクターにおける立地許可及び／又は事業許可を有する森林地域において展開されたナツメヤシプランテーション事業活動のデータ及び情報のリスト化
 - 第 1 款 通則 (第 7 条)
 - 第 2 款 空間計画に従った森林地域において展開されたナツメヤシプランテーション事業活動のデータ及び情報のリスト化 (第 8 条及び第 9 条)
 - 第 3 款 空間計画に従っていない森林地域において展開されたナツメヤシプランテーション事業活動のデータ及び情報のリスト化 (第 10 条及び第 11 条)
 - 第 4 款 データ及び情報のリスト化手続 (第 12 条)
 - 第 3 節 林業セクターにおける許認可を有しない森林地域における鉱業、プランテーション事業活動及び／又はその他の活動のデータ及び情報のリスト化
 - 第 1 款 通則 (第 13 条)
 - 第 2 款 鉱業、プランテーション事業活動及び／又はその他の活動のデータ及び情報のリスト化 (第 14 条)
 - 第 3 款 データ及び情報のリスト化手続 (第 15 条)
 - 第 4 節 森林地域において林業セクターにおける許認可を有しない事業活動のデータ及び情報の決定
 - 第 1 款 森林地域において林業セクターにおける許認可を有しない事業活動のデータ及び情報の分類 (第 16 条)
 - 第 2 款 林業セクターにおける許認可を有しない森林地域における事業活動のデータ及び情報の決定 (第 17 条)
- 第 3 章 林業セクターにおける許認可を有しないプランテーションセクターにおける立地許可及び／又は事業許可を有する森林地域において展開されたナツメヤシプランテーション事業活動に対する解決手続
 - 第 1 節 通則 (第 18 条)
 - 第 2 節 林業セクターにおける許認可要件の充足通知 (第 19 条)
 - 第 3 節 林業セクターにおける許認可要件の完成申請書の提出 (第 20 条)

- 第4節 申請書の検証（第21条ないし第23条）
- 第5節 森林資源手数料及び再植林基金の決済請求命令書の発行（第24条）
- 第6節 森林資源手数料及び再植林基金の決済（第25条）
- 第7節 発行
 - 第1款 林業セクターにおける許認可と重複しない事業活動承認の発行（第26条）
 - 第2款 林業セクターにおける許認可と重複する事業活動承認の発行（第27条及び第28条）
- 第8節 行政制裁の賦課
 - 第1款 通則（第29条）
 - 第2款 林業セクターにおける許認可要件を完成していない者への行政過料の賦課（第30条ないし第32条）
- 第4章 林業セクターにおける許認可を有しない森林地域における事業活動に対する行政制裁賦課手続
 - 第1節 通則（第33条）
 - 第2節 林業セクターにおける許認可を有しない森林地域における事業活動のデータ及び情報の検証及び妥当性確認（第34条及び第35条）
 - 第3節 解決手続
 - 第1款 通則（第36条ないし第38条）
 - 第2款 戦略活動及び公共の利益に対する解決手続（第39条及び第40条）
 - 第3款 森林地域において及び／又はその周辺に居住するコミュニティ事業活動の解決手続（第41条及び第42条）
- 第5章 行政過料の計算手続（第43条）
- 第6章 行政過料により生じる非課税国家収入（第44条及び第45条）
- 第7章 政府の強制
 - 第1節 通則（第46条）
 - 第2節 凍結（第47条）
 - 第3節 国外渡航の阻止（第48条）
 - 第4節 資産の没収（第49条ないし第57条）
 - 第5節 身柄の拘束（第58条ないし第60条）
- 第8章 終則（第61条）